

公益財団法人小平市文化振興財団チケット販売受託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人小平市文化振興財団（以下「財団」という。）が、小平市民文化会館（以下「会館」という。）で公演等を主催する者（以下「主催者」という。）から公演等のチケットの販売を受託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱い対象)

第2条 財団が主催者から販売を受託するチケットは、主催者が会館を会場として実施する公演等に入場するためのものとする。

(申込み)

第3条 主催者は、チケットの販売を財団に委託しようとするときは、主催者が実施する公演等のチケットを発売する最初の日の7営業日前までに、次に掲げる書類を財団に提出するとともに、第6条第1項に規定する受託事務手数料を財団に支払わなければならない。

(1) 入場券販売依頼書（別記様式第1号）

(2) 指定席を販売する場合は、座席図（販売する席を席種ごとに色分けして明記した図面）

2 財団は、前項各号に掲げる書類を受領した場合は、受領書（別記様式第2号）を作成し、主催者に提出するものとする。

(受託条件)

第4条 財団が主催者からチケットの販売を受託する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主催者から販売を受託したチケット（以下「受託チケット」という。）の販売に関することについてのみ責任を負うものとし、当該公演等の内容や運営等に関することは、主催者が責任を負うものとする。

(2) 受託チケットの販売は、会館のチケットカウンターで、休館日を除く午前9時から午後7時までとする。

(3) 受託チケットの販売期間は、1か月以上3か月以内とし、販売期限は、公演等の開催日の最初の日の1営業日前の正午までとする。

(4) 受託チケットを購入する際の代金の支払方法は、会館のチケットカウンターで直接支払うことができるものに限る。

(5) 受託チケットを購入する際のチケットの受領方法は、会館のチケットカウンターで直接受領できるものに限る。

(6) 財団が販売できる受託チケットの枚数は、20枚以上とする。

(7) 主催者から提出された入場券販売依頼書に基づき、財団のチケット管理システムからチケットを発券して受託チケットを販売するものとし、主催者が作製したチケットによる販売は行わない。

(受託チケットの追加及び返券)

第5条 主催者は、受託チケットの販売期間中に販売するチケットの追加又は返券を必要とするときは、追券・返券依頼書（別記様式第3号）を財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項に規定する書類を受領した場合は、追加のときは受領書を、返券のときは返券書（別記様式第4号）を作成し、主催者に提出するものとする。

3 財団は、販売期間の終了後、残券がある場合は返券書を作成し主催者に提出するものとする。

4 主催者が作製したチケットによる実券での追加は行わない。

5 財団のチケット管理システムによる実券での返券は行わない。

(手数料)

第6条 主催者が財団へ支払う受託事務手数料は1公演当たり2,000円とし、販売事務手数料は当該受託チケットを財団が販売した金額の10パーセントとする。

2 主催者は、公演等を延期し、若しくは中止したとき又は第9条に規定する申込みの取消しがあったときであっても、受託事務手数料及び販売事務手数料を負担しなければならない。

(精算)

第7条 財団は、受託チケットの販売期間の終了後、総販売金額、手数料等を明記した精算書（別記様式第5号）を作成し、主催者に提出するものとする。

2 財団は、公演等の終了後30日以内に、財団が販売した受託チケットの販売金額から第6条第1項の販売事務手数料を差し引いた金額を、主催者が指定する日本国内の金融機関の口座へ振り込むものとする。なお、振込に要する手数料は、財団が負担するものとする。

(公演等を延期又は中止する場合)

第8条 財団は、主催者から公演等を延期し、又は中止する連絡を受けたときは、直ちに受託チケットの販売を終了し、第7条に規定する精算を行う。

2 財団は、公演等の延期又は中止に伴う問合せへの対応、受託チケットの購入者への払戻しの一切を行わない。

3 主催者は、公演等の公演予定当日の対応、受託チケット購入者への払戻し等、延期又は中止に伴う全ての対応を誠意を持って行わなければならない。

(申込みの取消し)

第9条 第3条の規定による申込み後、主催者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、財団は直ちに当該申込みを取り消すことができる。

- (1) 申込み内容に虚偽の事実が記載されたとき又は事実の確認ができないとき。
- (2) 主催者が未成年の場合、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力による処分を受けたとき又は会社更生手続の開始、破産若しくは競売を申し立てられ、自ら民事再生、会社更生手続の開始若しくは破産を申し立てたとき。
- (4) 自ら振り出し又は引き受けた手形及び小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (5) 第3号及び前号の他、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (6) この要綱に定める条項の一つにでも違反したとき。

2 財団は、前条各号に該当する申込みを取り消すときは、取消書を作成し主催者に送付するものとする。

(その他)

第10条 チケット販売業務について疑義が生じた場合は、財団及び主催者は協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。